



11人の被災船員の「労災保険認めるべき」厚労省で公開審理

ビキニ水爆被災を労災と認めよと高知県と宮城県のマグロ漁船員11名が、2016年2月に申請。しかし、船員保険部は不支給と決定。それを不服とした再審査請求への公開審理が、5月16日厚労省で開かれ参加。

直接聴取せずは問題 不支給を疑問視する 発言多数

●8人の参与の発言は、「労災認定で必要な直接の聞き取り調査が行われず不支給

決定大きな問題」「不支給の根拠にした『有識者会議』なるものを第三者が確認していない、しっかり検証する必要がある」「被災事実が認められるのであれば認めることを要望する」「被曝して苦しんでいるのだから、人道的な立場から認めるべき」「調査を第五福竜丸以外実施していない中、当事者の訴え、事実を把握することが求められている」

「高知地裁の裁判長は判決で立法・行政府による検討を促した。国の機関としてこれに答えて欲しい」「労災としてやるべき。災害対策基本法では何かあったら労災となる」「なんとか救済できないのか」等々、労災不支給決定に疑問を呈す発言が多数となりました。

救済へ立法化検討を 衆参国会議員要請

翌17日、支援センターの山下事務局長らとともに、日本共産

党初め、高知県選出の広田一、武内のりお衆議院議員らを訪問。

厚労省での公開審理の報告と、事件解明と

救済に向けて立法化を図る取り組みについて要請しました。私は、この間の県議会におけるビキニ被災支援への取り組みについて説明し、救済への協力をお願いしてきました。



カラリンにやんでも通信

革提案。今後、検討されることとなります。

●新しい県議会構成決まる 議会が5月14日、16日に開かれ、会派の構成は、日本共産党5、県民の会6が市民と野党共同を標榜する会派、その他は自民20、公明3、一燈立志の会2、緑と青の会1の合計37議席が決定。早速県民の会と共に、常任委員会審議のTV、ネット中継をと議会改革提案。今後、検討されることとなります。

無料法律・生活相談

- 6月5日(水)午後6時～8時
- 場所：愛宕商店街 吉良事務所
- 相談者：皿田幸憲弁護士(よつば法律事務所)

予約電話：088-855-9439 お気軽にご相談を。